

平成31年度うるま市認定こども園入園案内

平成31年度より、天願幼稚園・平敷屋幼稚園が認定こども園へ移行予定です。

入園希望の場合は、必要書類を揃え期間内に手続きください。

受付期間：平成30年10月25日(木)～平成30年10月26日(金)

受付場所：うるま市役所 東棟3階 大講堂



沖縄県うるま市うるうらら

【注意事項】

- 書類は必要事項をすべて記入し受付ください。書類に不備がある場合は受付できません。
- 天願幼稚園校区・平敷屋幼稚園校区にお住まいの方で、上記受付期間内に入園申込の手続きができない場合は、平成30年11月5日(月)～平成30年11月9日(金)(9:00～16:00)の期間に、うるま市役所保育幼稚園課窓口にてお申込みください。
- 平成30年11月10日以降の申し込みは、期間外受付となり選考に影響しますのでご注意ください。
- 受付期間内に保護者が窓口にて手続きできない場合は、代理の方が申込みをすることも可能です。
- 認定こども園へ移行しない場合は、従来の幼稚園(4歳児・5歳児)申し込みとなります。

対象幼児

うるま市在住で次の年齢に該当する幼児

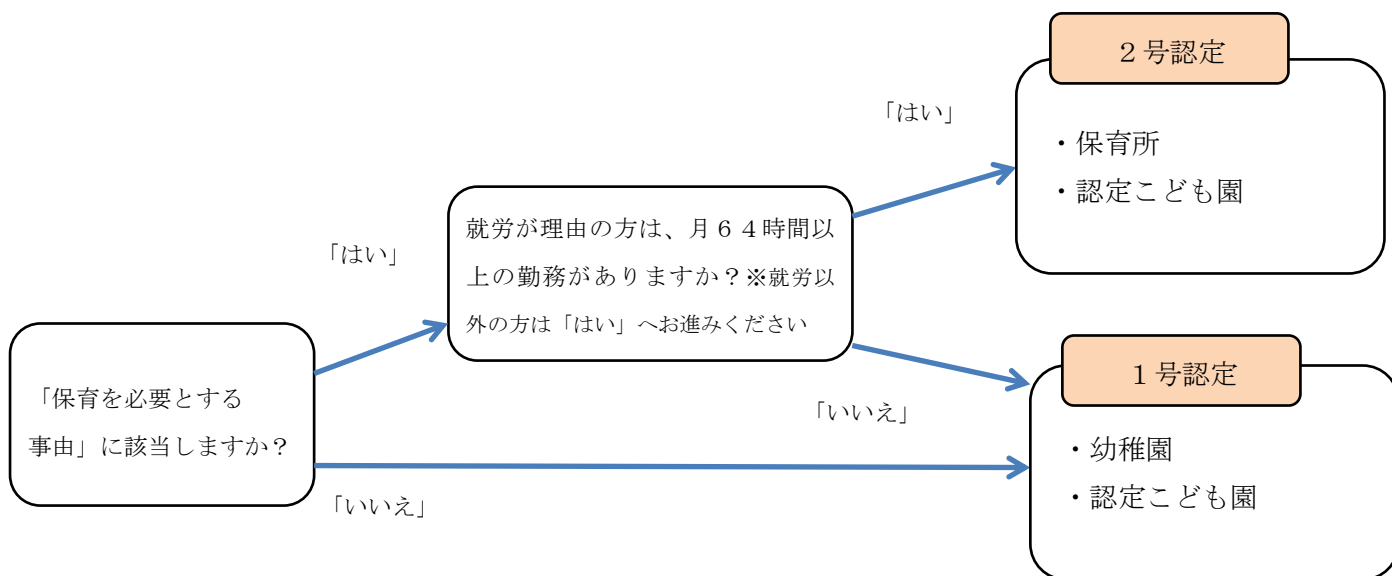
- 5歳児 : 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれのお子さま
- 4歳児 : 平成26年4月2日～平成26年4月2日生まれのお子さま
- 3歳児 : 平成27年4月2日～平成28年3月1日生まれのお子さま

支給認定について

保育園・幼稚園・認定こども園等を利用する場合には利用のための「認定」を受ける必要があります。子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設が異なります。認定の申請は、保育園・幼稚園認定こども園等の入園申込みと同時に申請ができます。

あなたの認定区分・利用できる施設を確認しましょう！

【支給認定早わかりチャート】



※ 「保育を必要とする事由」については、P.5 をご確認ください。



入園申込に必要な書類

【1】1号認定・2号認定 共通

《すべての世帯が必要な書類》

- 施設型給付費・地域型保育給付費等〈支給認定申請書・利用申込書〉
※申請幼児の保護者・同住所の祖父母（別世帯含む）の同意書の署名・押印も必要です。

◇マイナンバーに関する書類

平成28年1月1日以降、保育園・幼稚園・認定こども園の入園申込に必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等〈支給認定申請書・利用申込書〉」にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。書類提出の際にはマイナンバーの確認を行いますので、「番号確認のための書類」と「身元確認のための書類」をご提示ください。

☆申請保護者が手続きする場合

- ① 番号確認のための書類（窓口に来られた申請保護者のもので、以下のいずれか1点）
 - ・マイナンバー（個人番号）カード ・通知カード ・個人番号記載の住民票の写し
- ② 身元確認のための書類（窓口に来られた申請保護者のもので、AまたはBのいずれか）

〈A 顔写真付きの公的証明を、下記のうちから1点提示〉

- ・マイナンバー（個人番号）カード ・運転免許証 ・住民基本台帳カード ・パスポート
- ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など

〈B 上記Aの顔写真付きの公的証明書をお持ちでない場合は、下記のうちから2点を提示〉

- ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証
- ・医療受給者証 ・印鑑登録証明書 ・社員証 ・学生証 など

☆代理人（申請保護者の配偶者や祖父母など）が手続きする場合

- ・申請保護者（父または母）の番号確認のための書類（上記①の中から1点）
- ・代理の方の身元確認のための書類（上記②の書類）
- ・委任状（申請保護者から手続きを委任されたことが記載されたもの。特別な様式はありません。）

※マイナンバー記入は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき必要なものです。

※マイナンバーは、利用者負担額の算定及び支給認定に係る事務において利用します。

※マイナンバーの記入、または番号確認のための提示が困難な場合は、受付時に申し出ください。

《該当する世帯のみ必要な書類》

	世帯の状況	必要な書類
<input type="checkbox"/>	平成30年1月1日にうるま市に住民登録がない方のうち、国外居住していた方及び軍人・軍属の方	2017・2018年中の収入が確認できる書類 (Wage and Tax Statement 等)
<input type="checkbox"/>	平成30年1月2日以降うるま市に転入の方	平成30年度所得課税証明書(各種控除記載があるもの) ※マイナンバー制度による情報連携試行運用中のため、本格運用開始までは書類の提出が必要です。(本格運用：本年秋頃予定)
<input type="checkbox"/>	母子(父子)世帯	「児童扶養手当証書」又は「母子父子家庭等医療費受給者証」の写し ※マイナンバー利用により書類が省略可能ですので、申請時に申し出ください。
<input type="checkbox"/>	在宅障がい者世帯 ㊲～㊴のうち1つ	㊲「特別児童扶養手当証書」、㊳「身体障害者手帳」、㊴「療育手帳」、 ㊵「障害基礎年金証書」、㊶「精神障害者保健福祉手帳」の写し ※㊲は、マイナンバー利用により書類が省略可能ですので、申請時に申し出ください。 ※㊳、㊶については、マイナンバー制度による情報連携試行運用中のため、本格運用開始までは書類の提出が必要です。(本格運用：本年秋頃予定)
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯	生活保護受給証明書 ※マイナンバー利用により書類が省略可能ですので、申請時に申し出ください。
<input type="checkbox"/>	発達支援保育利用を希望する方	①「児童の状況調査票」、②「専門医療機関の診断書と発達検査結果」(写しでも可)、③「同意書(障がい手帳等の更新・有効期限確認のため)」、④「保護者の意見書」 ※保育幼稚園課指定の様式 ※詳細につきましては、P.8にてご確認ください。

【2】1号認定の方のみ

※上記共通書類に加え提出ください。

認定こども園園児募集案内通知

(天願幼稚園校区・平敷屋幼稚園校区にお住いの幼児の保護者へ個別に送付しています。)



【3】2号認定の方のみ

※上記共通書類に加え提出ください。

□ 保護者(父・母・児童と同番地にお住まいの60歳未満の祖父母)の就労状態等(保育を必要とする事由)を証明する書類 ※下記の表①～⑨に該当するものを提出ください。

保護者等の状況	提出書類	保育必要量
① 勤務又は勤務予定の方	『勤務証明書』※保育幼稚園課指定の様式	★月あたり120時間以上 ⇒保育標準時間 ★月あたり64時間以上120時間未満 ⇒保育短時間
② 自営業・内職 農業・漁業 その他(委託等)の方	『自営業(内職)申立書』 ※保育幼稚園課指定の様式 (自治会長・民生委員・組合長・委託元代表者の証明) ※自営業の方は、「営業許可証」又は税務署の受付印が押された「個人業の改廃届出書(控)」の写しまたはこれに類する書類を添付してください。	
③ 就学中(予定)の方	『在学証明書』及び『時間割表』の写し等	就労の条件と一緒
④ 育児休業中(予定)の方	『勤務証明書』※保育幼稚園課指定の様式 及び 『育児休業等取得者確認通知書』もしくは 『育児休業基本給付金支給決定通知書』の写し 又は類する証明書	保育短時間
⑤ 出産の方	『親子健康手帳』の写し 分娩予定日または出産予定日が明記されているもの	保育標準時間
⑥ 療養中の方	『診断書(保護者等用)』※保育幼稚園課指定の様式	診断書等での判断
⑦ 同居親族の看護 介護の方	『看護(介護)状況申告書』及び『診断書(看護・ 介護用、乳幼児看護用)』※保育幼稚園課指定の様式 『介護保険被保険者証』の写し	
⑧ 求職活動中の方 ※再度書類の提出が必要です。	『求職状況報告書』※保育幼稚園課指定の様式 職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証 をお願いします。 (※H31.2.28以前に申込みしている方は 状況確認のため3月に再度書類提出が必要です)	保育短時間
⑨ 災害復旧等に あたっている方	『罹災証明書』等	保育標準時間

☆ 育児休業について

- 新規申込の方で育児休業中の場合も利用申込みできます。ただし、入園決定月の14日までに職場復帰する必要があります。
※15日以降復帰の場合は翌月からの入園対象となりますのでご注意ください。
- 育児休業開始前から保育園を利用していた児童については、同一保育園へ継続利用の希望ができますが、利用期限は育児休業対象児童が1歳となる月の末日までとなります。

☆ 妊娠・出産について

1. 利用期間は出産予定日のおおよそ2ヶ月前から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
2. 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの写しを提出してください。
3. 出産を理由に入園した方は入園承諾期間終了後、退園となります。引き続き保育の実施を希望される場合は、新規入園扱いとして利用調整を行う為新たに申込みが必要になります。

☆ 求職活動について

1. 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みできます。
但し、認定期間は求職開始から90日間が経った月の末日までになります。
2. 保育利用終了日の15日前までに『勤務証明書』若しくはそれ以外の『保育を必要とする事由』が確認できる書類（P5）の提出がない場合は保育実施終了日で退園となります。
3. 同一年度で、求職中を理由とする再利用及び継続はできません。

☆ 就学について

就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。

- ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校、各種学校
- ・「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等

大学・短期大学・高等専門学校	○	放送大学	△
専修学校（資格取得のみ）	○	通信制学校	△
職業訓練校	○	各種学校	△

※ 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

- 希望範囲シート・・・入園希望する施設の順番を記入し提出してください。

利用者負担額（保育料）について



1. 利用者負担額の決定

利用者負担額は幼児の父母及び同居の父母以外の扶養義務者（祖父母など家計の主宰者おもに生計を維持する者である場合に限る。）の市民税所得割課税額の合算額によって決定します。

〔※住宅借入れ控除・配当控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除適用前の市民税額で決定。〕

◇ 課税状況が不明な世帯について

下記に該当する世帯は利用者負担額算定の基本となる情報が確認できないため、お子さんの年齢における階層区分の最高額で仮算定となりますので、すみやかにお手続きください。

仮決定された利用者負担額については、税情報の確認後、正しい利用者負担額を算定します。

- 税の申告をしていない世帯
- 前年に国外で就労または軍に所属し、収入にかかわる証明書（W2等）を提出していない世帯等

2. 利用者負担額切り替え時期 ※毎年9月が切り替え時期となります。

毎年4月～8月分は前年度の市民税所得割課税額、9月～3月は当年度の市民税所得割課税額に基づいて利用者負担額が決定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（平成30年度）分の市民税額で算定					当年度（平成31年度）分の市民税額で算定						

利用者負担額決定後、税の修正申告等により、市民税額が変更となった場合は、該当する月に遡り利用者負担額の変更を行う場合があります。この変更で生じた過不足分は調整（納入・充当・還付）となります。

3. 利用者負担額変更について

※下記に該当する世帯は、利用者負担額が変更となる場合がありますので届出が必要です。

- (ア) 修正申告をした場合
- (イ) 世帯の状況が変更となった場合
 - ＜例＞・児童扶養手当の受給開始、受給停止 ・婚姻の場合 ・生活保護の開始、廃止
 - ・障がい者扶養世帯となった場合 ・祖父母等と同居
- (ロ) 保育の利用区分(保育必要量)が変更となった場合 ※2号認定の場合のみ
勤務条件（勤務時間・転職等）に変更があった場合
- (ハ) 保育園・幼稚園等入園幼児数に変更があった場合 ※2号認定の場合のみ
- (ニ) 同一世帯から特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、認定こども園、家庭的保育事業、児童発達支援及び医療型児童発達支援等の利用があった場合
- (ホ) きょうだいで私立幼稚園に登園している児童がいる場合、在園証明書の提出がなければ利用者負担額算定時に影響がありますのでご注意ください。

4. 「寡婦（夫）控除のみなし適用」について ※詳細については保育幼稚園課までご連絡ください。

婚姻歴のない母子（父子）に対し、寡婦（夫）控除をみなし適用し利用者負担額を算定します。

- 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合があります。
- 利用者負担額の算定のみ適用であり、税法上の控除は受けられません。
- 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度申請が必要です。

発達支援保育利用申込案内について

☆利用対象児童

市内在住で心身の発達に何らかの遅れ等が見られ、集団保育が可能な児童で、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなど「保育が必要な乳幼児」です。

☆提出書類

- ① 通常保育の申込書類(申請書・勤務証明書など)
- ② 児童の状況調査票 (署名・印もれがないか確認をお願いします)
- ③ 専門医療機関の診断書と発達検査結果 (写しでも可)
- ④ 同意書(障がい手帳等の更新・有効期限の確認のため)
- ⑤ 保護者の意見書

☆受付期間・受付場所・受付時間

平成30年10月25日(木)～平成30年10月26日(金)
うるま市役所 東棟3階 大講堂 午前9:00～午後4:00

☆園での受け入れ

それぞれのお子さんの発達状況に応じた保育が行われますが、あくまでも集団での保育となります。
発達支援保育は、発達支援が必要なお子さんに保育教諭が1対1で対応するものではありません。

☆申込みから利用調整までの流れ (調整から決定までの流れは通常申込と同じです。)

